

議案第 54 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項を削る。

別表第 2 の 2 の項中「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を削り、同表の 4 の項を削り、同表の 5 の項を同表の 4 の項とし、同表の 6 の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成 17 年法律第 123 号）」を加え、同項を同表の 5 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が個人番号の利用に係る準法定事務として定められたことに伴う所要の整備を行うため提案するものであります。